

建設業許可の概要

建設業許可が必要な場合

① 建築一式工事で、工事一件の請負金額が1,500万円以上

② 建築一式工事で、延面積150㎡以上の木造住宅工事

③ 建築一式工事以外で、工事一件の請負金額が500万円以上

どの業種の許可を取ればよいか

・全28業種

・建築(土木)一式工事+直営の工事(外注しない工事)

・附帯工事は許可不要

例:モルタル補修(主体:左官工事)のための下地修理(附帯:大工工事)は大工工事については許可不要

許可区分①

・大臣許可:県内及び他都道府県に営業所

・知事許可:県内のみに営業所

許可区分②

・特定建設業許可:発注者から合計下請金額3,000万円以上の下請をさせる場合

・一般建設業許可

許可を受けるための必要条件

(一般建設業の場合)

① 経營業務の管理責任者がいること
(経営経験)

管理責任者

許可業種5年以上の経営経験

または許可業種以外建設業7年以上の経営経験

② 専任の技術者がいること
(専任技術者)

許可業種10年以上経験 など

または許可業種7年以上の経営経験補佐

③ 請負契約に関して誠実性があること
(誠実性)

④ 請負契約を履行するに足る財産的基礎または金銭的信用があること
(財産要件)

自己資本50万円以上

または500万円以上の資金調達能力を有すること

= 金融機関の融資証明書を
得られること

または許可申請直前過去5年間継続して建設業許可を受けた営業実績がある

⑤ その他
(欠格要件非該当)

許可の有効期間

5年毎更新

変更届

・毎営業年度(決算期)を経過したとき

・各種変更があったとき